

## 関税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

1. 地域的な包括的経済連携協定（以下「RCEP協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合における、締約国原産品申告書等に関する所要の規定を整備することとする。（関税法施行令第61条関係）
2. 経済連携協定に基づく関税の緊急措置等の対象となる国際約束にRCEP協定を追加することとする。（関税暫定措置法施行令第10条の2関係）
3. RCEP協定の締約国の税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められたときに、財務大臣がその求めに応じなければならない期間等を定めることとする。（経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令第2条及び第4条～第6条関係）
4. この政令は、RCEP協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。（附則関係）